

令和2年(厚)第528号(以下「甲事件」という。)

令和2年(厚)第588号(以下「乙事件」という。)

令和3年10月29日

## 主文

本件再審査請求をいずれも棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

甲・乙事件再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金及び後記第3の1記載の未支給年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、後記第3の1記載の未支給年金の支給を請求したところ、亡A(以下「A」という。)の死亡の当時、Aと戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化しているとは認められないとして、いずれも不支給とする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であったAが令和〇年〇月〇日に死亡したので、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求するとともに、Aに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給年金」という。)の支給を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、Aの死亡当時その者によって生計を維持していた遺族とは認められないとして、遺族厚生年金を支

給しない旨の処分(以下「原処分①」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分①を不服として、令和〇年〇月〇日(受付)、標記の社会保険審査官(以下「本件審査官」という。)に対して審査請求をしたところ、本件審査官が審査請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人は原処分①を不服として、令和〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、Aの死亡当時、Aと戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないとして、本件未支給年金を支給しない旨の処分(以下「原処分②」といい、原処分①と併せて「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分②を不服として、令和〇年〇月〇日(受付)、本件審査官に対して審査請求をしたところ、本件審査官が審査請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人は原処分②を不服として、令和〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 6 当審査会は、原処分②に係る乙事件を、原処分①に係る甲事件に併合して審理した。

### 第4 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「死亡者」という。)の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「内縁関係」という。)にあった者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係(以下「重婚的内縁関係」という。)にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされているこ

とから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、当該内縁関係にある者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと認定するとされ、また、死亡者によって生計を維持した者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第3条第2項、第58条第1項第4号（平成24年法律第62号による改正前のもの）及び第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年局長通知。以下「本件通知」という。）。）

- 2 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給年金」という。）があるときは、その者の配偶者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給年金の支給を請求することができることとされている。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、内縁関係にあった者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重婚的内縁関係にある場合については、当該内縁関係にある者は、上記1と同様、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、未支給年金を請求することができる配偶者に当たるものとして認定するとされている（厚年法第3条第2項及び第37条第1項、国民年金法第5条第7項及び第19条第1項並びに本件通知）。
- 3 本件の場合、Aが、その死亡の当時、甲・乙事件利害関係人（以下「利害関係

人」という。）と婚姻の届出をした夫婦であり、老齢給付の受給権者であったこと、並びに、Aの死亡の当時、Aと請求人が住民票上、同居していたこと、及び、請求人が基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものであったことについては、後記第2の1の(1)及び(3)ないし(5)の認定事実から明らかであり、この点について当事者間に争いはないところ、本件の問題点は、Aの死亡の当時、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものになっていたかどうか、ということである。

## 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。
  - (1) Aは、昭和○年○月○日出生し、昭和○年○月○日に利害関係人（昭和○年○月○日生）と婚姻し、Aの死亡の時まで、その婚姻関係を継続している。また、Aの死亡届は、Aと利害関係人の長女が届け出ている。

請求人は、昭和○年○月○日出生し、Aの死亡当時、婚姻していない。
  - (2) Aは、令和○年○月○日午前○時○分、○○市○○区○○ ○-○-○所在のa病院において、胸部大動脈瘤破裂により死亡した。
  - (3) Aは、老齢給付の裁定を受け、死亡により失権するまで、老齢給付の受給権を有していた。
  - (4) 住民票（除票）上、Aは、平成○年○月○日に○○市○○ ○-○-○（以下「b宅」という。）から○○市○○町○○ ○-○（以下「c宅」という。）に転居し、同人の死亡の時まで、住所の変更はない。

住民票上、請求人は、平成○年○月○日に○○市○○ ○-○-○からc宅に転居し、Aの死亡の時まで、住所の変更はない。
  - (5) 平成○年度（平成○年分）市民税・

○国税所得証明書（令和○年○月○日付け）によれば、請求人に係る平成○年分の合計所得金額は○円である。

- (6) 請求人が作成した事実婚関係及び生計同一関係等に関する申立書（令和○年○月○日付け）の主な内容を記載すると次のとおりである。

ア 別世帯になっていた理由：主人（A）には戸籍上の妻がいたので世帯を同一にすることができませんでした。主人は、戸籍上の妻に何度も離婚したい意思を伝え、離婚届けを送ったこともあるようですが、署名をもらえなかったようです。離婚が成立したら、私達は、すぐに結婚し、世帯を一つにする予定です。

イ 同居についての申立（別居していたこと理由）：記載なし

ウ 経済的援助についての申立：記載なし

エ 定期的な音信・訪問についての申立：記載なし

- (7) 日本年金機構○年年金事務所からの照会に対して利害関係人が作成した回答書（令和○年○月○日付け。以下「利害関係人回答書」という。）の主な内容を記載すると、それぞれ次のとおりである。

ア 亡A様と別居されていたようですが、いつ頃からですか。

：平成○年から会社から転勤を命ぜられ単身赴任しました。

イ 年一回以上音信、訪問等ありましたか。：あった

- ① 時間とその回数（いつから、いつまで）

平成○年 月○～○回

平成○年 月○回

平成○年 ○～○回

- ② 音信、訪問の方法は次のどれによるものですか。

訪問、手紙、電話

その他：平成○年から○○に単身赴任になってから仕事が忙しくなり帰れなくなりました。でも特

産物など送ってくれました。

- ③ 音信、訪問は誰あてにありましたか、またどのような用件でしたか。

家族、孫の誕生、身内の結婚式など

ウ 亡A様から年一回程度以上送金、仕送り等がありましたか。：あった

- ① 時期とその回数および金額

年2回○月と○月に分けて多い時で○○○万ぐらい

- ② 送金等の方法は次のどれによるものですか。

銀行振込

その他：平成○年に○○○万ぐらい銀行振込がありました。当座の生活費として振込んでくれました。

- ③ 送金等の理由は次のどれによるものですか。

生活費の援助、冠婚葬祭

その他：孫の祝事（入学など）

エ あなたと亡A様は離婚の合意がありましたか。：なかった

オ あなたと亡A様は別居生活の解消を話し合い、努力をおこないましたか。：おこなかった

電話しました。話し合おうと思っていたら、病気でたおれ亡くなくなってしまいました。

カ 亡A様の葬儀はどうされましたか。近親者で家族葬しました。

キ その他、ご意見等がありましたらお知らせ下さい。

病院の亡くなるまでの衣料費、手術代、入院費はこちらで負担しました。

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 重婚の内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している

場合に限って、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照）。そして、本件通知は、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

また、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げるすべての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が回復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が回復して存在していないこと。

本件においては、Aは、その死亡の当時、利害関係人と法律上の婚姻関係にあったのであるから、Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたときに限り、請求人をAと内縁関係にある者として認定することができることになる。

(2) Aと利害関係人との婚姻関係の形骸化について検討する。

前記1の事実及び本件記録によれば、次の事実が認められる。

ア Aは、b宅を自己名義のローンで取得し、昭和○年○月○日、利害関係人と共に同所を住民票上の住所と定め、同居した。

イ Aは、d社（以下「d社」とい

う。）の○○工場に単身赴任で勤務したが、請求人と親密な仲となり、平成○年頃から○○市所在の住居で同居するようになった。

ウ Aは、平成○年○月、d社を退職し、その後○○県内で働いたが、請求人は、Aと共に転居して同居を続けた。Aは平成○年○月に○○県内の勤務先を退職し、同年○月、請求人と共にc宅に転居し、その後も同所で請求人と同居を続けた。

エ この間、Aは、平成○年○月にd社を退職した頃、利害関係人に離婚を申し出たが、利害関係人は応じなかった。Aは同年○月○日、利害関係人が管理する預金口座に○○○万円を振り込み、利害関係人はそのうちからb宅の住宅ローン残額○○○万○○○円を支払って完済し、その余の○○○万円余はその後の生活費に充てた。また、Aは、d社の株式配当金を年2回、利害関係人が管理する預金口座に振り込むように手配した。この配当金の振込額は、平成○年○月○○万円、同年○月○○万○○○円、平成○年○月○○万円、同年○月○○万○○○円であり、以後この年2回の振込は平成○年○月の○万○○○円、同年○月の○万○○○円まで継続した。

オ Aは、平成○年○月頃、利害関係人に対し、離婚を求めて、夫欄に自署押印した離婚届の用紙を送付したが、利害関係人はこれに応じなかった。

(3) 上記認定事実によれば、上記(2)エの○○○万円から住宅ローン支払を除いたその余の○○○万円余及び年2回の株式配当金の継続的給付は、Aから利害関係人に対する経済的援助と認めるのが相当である。

請求人は、平成○年の○○○万円の振込は、離婚を前提とした慰謝料又は財産分与である旨主張する。しかし、Aが振り込んだのは○○○万円であり、

Aが有責配偶者であることは夫婦双方に自明であったと考えられるところ、利害関係人が、離婚すれば居住の権利を失うb宅のローン残額を支払った上、残りの〇〇〇万円余で離婚に同意する意思であったとは考えられず、その後も利害関係人がb宅に居住して株式配当金の継続的給付を受けていたのは、婚姻関係の継続を前提とするものと解するのが合理的であり、請求人の上記主張は採用することができない。

以上の事実関係に照らせば、利害関係人とAとの婚姻関係が形骸化し、その状態が固定化していたとまでは認められない。

したがって、請求人は、Aの死亡当時、同人と同居し、生計を同じくしていたものとは認められるが、厚年法上の配偶者と認めることはできない。

- 3 以上の次第で、請求人の本件各再審査請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり裁決する。